

教職課程における質保証・向上と実施体制

玉川大学大学院教育学研究科教授、教師教育リサーチセンターリサーチフェロー 森山 賢一

1. はじめに

教職課程、いわゆる教員養成教育において、質保証に関する議論が具体的になってきた。

その背景としては大学教育そのものに対する質保証の政策が進められたこと、教員養成の出口保証として位置づけられた教職課程必修科目「教職実践演習」履修カルテの導入がある。この教員養成の出口保証は、初等中等教育における学校の教員の質保証でもある。

これらの背景を前提にして、教職課程の質保証への議論が大きく取り上げられるようになった。これまでに教職課程の基準に関しては中央教育審議会答申等においてさまざまな視点から提言がなされている。

この一連の提言の中で、特に2015（平成27）年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」においてはまさに、「教職課程の質の保証・向上」が提起され、ここでは、全学的に教職課程を統括する組織設置の努力義務化をはじめ、教職課程における自己点検・評価の実施を制度化、教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策についての検討が明確に示された。

さらに、直近では2019（令和元）年5月より中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会のもとに設置された「教職課程の基準に関するワーキンググループ」による議論がなされ、2020（令和2）年2月18日には「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」の報告書が出されている。

この報告書においてはさらに具体的に教職課程に関しての質保証・向上について、全学的な組織体制の形態、その全学的な組織体制の役割について言及がなされ、各大学における教職課程の内部質保証の重要性が浮き彫りにされている。

本稿においては我が国におけるこれまでの教職課程の質保証・向上をめぐる議論について整理し、その上でさきに示した2020（令和2）年2月の「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」の報告書の内容をもとに考究してみることにしたい。

2. 教職課程の質保証・質向上をめぐる議論の背景

さきに述べたように教職課程における質保証に関する議論の前提となった大学教育そのものに対する質保証の政策の契機となったのが「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月中央教育審議会答申）である。

この答申はまさに学士課程教育そのものの教育の質に関する大学教育への根本的な問題に言及したといえる。

ここでは、基本的な考え方として「知識基盤社会」における大学教育の量的拡大いわゆるユニバーサル段階を積極的に受け止めつつ、社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指すためには大学の自主性、自律性を尊重した多角的支援の飛躍的充実が必要であるとした。

その具体的構図として、「競争」「多様性」の追求と大学間「協同」、教育の質の「標準性」が示された。

実際に各大学に対して明確な三つの方針（①学位授与、②教育課程編成・実施、③入学者受入れ）いわゆる、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に貫かれた教学経営（教学マネジメント）、PDCAサイクルの確立を要請した。具体的には大学が卒業にあつ

ての学位授与の方針を具体化、明確化し積極的に公開すること、教育課程の編成・実施に関しても順次性のある体系的なものが求められたこと、大学教員、職員への研修の活性化と教員業績評価での教育面の重視・自己点検・評価の実施などが進められた。

そこでは、自己点検・評価の確実な実施ならびに分野別質保証のフレーム作りのために日本学術会議への審議依頼等といった質保証の仕組みが強化されるに至ったのである。これらの過程において、大学にとってはその多くの具体的な教育内容に関して情報公開を進める契機となったといえる。

一方において、教員養成機関である大学には、教員養成に対しての質の担保、すなわち、教員として輩出する人材の資質能力を担保し、可視化するという方向が示されたのである。これは具体的には、大学教職課程の科目「教職実践演習」の必修化であり、平成22年度の入学生のカリキュラムより履修がなされている。

この科目は、教職課程の総まとめの科目として位置づけられており、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動等を通して、履修学生が身に付けた資質能力が教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らし最終的に確認するものであり、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」としての役割を持っている。教職課程履修学生は、この科目を通じて将来、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技術等の実践的指導力を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待されている。このため、開講年次は大学においては4年次後期、短期大学では2年次後期である。

以上のことが、教職課程の質保証をめぐる議論の背景となったといえる。

3. 教職課程の質保証・向上に係るこれまでの教職課程基準の見直しに関する提言

これまでに教職課程の基準に関して中央教育審議会等であらゆる視点から提言がなされている。

まずはじめにあげられるのは、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（中央教育審議会、平成27年12月21日）である。

本答申においては、「4、改革の具体的な方向性（3）教員養成に関する改革の具体的な方向性 ③ 教職課程の質の保証・向上」が以下のように具体的に示された。

- 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成、確保する。
- 大学は、教職に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い、各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど、「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

さらに平成30年9月18日に出された「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書においては、「三. —2. —(2) 養成・採用・研修等の対応」の中で教職課程の設置において、大学間の連携・教職を推進することが提言されている。

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（平成29年8月29日国立教員養成大学・学部・大学院・附属学校改革に関する有識者会議報告書）を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力する仕組みを検討すべきである。

また平成30年12月17日には、教員養成部会課程認定委員会がこれまでの教職課程認定の審査等を踏まえて、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当であるとの見解を示した。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）4-9（1）による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設

2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて

「教職課程の基準に関する検討事項について」（平成30年12月17日 中央教育審議会初等中等教育分科会課程認定委員会）

平成30年11月26日中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」においては「Ⅱ. 一3. 多様で柔軟な教育プログラム（多様で柔軟な教育プログラム）」の中で、次のように示された。

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。

その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

さらに同答申中の「Ⅱ. 一4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等」の中で、以下のように大学間連携に関して積極的に推進するため制度創設の検討が示された。

これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人、一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公私立大の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実行性を高める方策について検討することが必要である。

4. 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「教職課程の基準に関するワーキンググループ」による審議内容

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会は本部会のもとに「教職課程の基準に関するワーキンググループ」を設置して、平成31年4月19日から令和2年1月29日の間に全8回開催された。

審議の主な論点は、教職課程を設置する基本的な組織単位の在り方、教科専門科目の共通開設の在り方、教職専門科目の共通開設の在り方、専任教員の配置の在り方、学部等連携課程に教職課程を設置する場合に課程認定を行う単位や科目の開設、専任教員の配置の在り方が中心となった。

ここでは教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日）をもとに今後の制度改正について示すことにしたい。本報告書においては大きく3点提言がなされている。それは以下3点である。

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
- ②学内の2以上の学部が関係して学部等連携課程を設置する場合の共通化の特例の創設
- ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価仕組みの創設

これらの3点について詳細にみていくことにしたい。

一つには、省令及び基準の改正として、大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設がある。つまり連携開設制度の新設である。これは、大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目（連携開設科目）を自らの大学の授業科目とみなす仕組みである。大学が開設する授業科目上の特例として「教科及び教職に関する科目」のうち、連携開設科目については、8割を上限に自らが開設する授業科目とみなすこととなる。またここでの専任教員の共通化については教職課程認定基準としてこの仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類（幼・小免許を除く）の教職課程の認定を同時に受けようとする場合（連携教職課程）には、一定の要件を満たした場合に、大学間の専任教員の共通化が可能となる。

二つには、基準の改正として学内の2以上の学部が関係して学部等連携課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設があげられる。実際には教職課程を学部等連携課程実施基本組織に設置することを可能とし、同一の免許状の種類の教職課程を緊密に連携する学部等と学部等連携課程実施基準組織に設置する場合には、併せて一つの学科等とみなして入学定員の合計数に応じた必要専任教員数の配置を可能とすることになる。

三つには省令の改正として教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び、当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設があげられる。従来は、学科等が教職課程の実施にあたって基本的な責任を有することが原則になっているが、より効果的・効率的に実施する視点から学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。その際には教職課程運営の責任の所在を明確化し、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立することが必要である。このためには同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に企画・実施・評価・改善を行う全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置などが求められる。

さらにこの全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検し、改善

することが必要となる。そこでは学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教員育成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

今後、各大学においては教職課程における内部質保証の充実に向けて取り組んでいくこととなる。

5. 教職課程における質保証・質向上の課題とこれからの質保証の在り方

本稿においては教職課程における質保証の背景、経緯ならびに、教職課程の基準に関するワーキンググループから出された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」の審議内容を中心に、教職課程の質保証の現状と今後の方向性についてみてきた。

現状においては課程認定後の教職課程の質保証・向上に関して、教職課程認定大学への実地視察、教員養成の状況に関する情報の公表の義務、全学的に教職課程を実施する体制、自己点検・評価等の内部質保証の取組、認証評価への取組、教職課程を担当する教員に対するFDなどがあげられる。

今後はこれらの現状を踏まえつつ、教職課程固有の質保証・向上の在り方を明確に示し、取り組んでいくことが重要である。その具体的取組みとしては、教職課程を置く大学においては、教職課程の全学的な組織体制の充実、教職課程における自己点検・評価の実施が求められることとなる。特に各大学の教職課程における全学的な組織体制の構築については、教学マネジメント指針を踏まえ、質保証に向けてしっかりと求められる役割を果たすことが必要である。ここでの教職課程における質保証は自己点検自己評価の充実すなわち、内部質保証から外部質保証、第三者評価、認証評価へと進んでいくことがのぞましい。

【引用・参考文献】

- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ（令和2年2月18日）「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」
- 中央教育審議会（平成30年11月26日）「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（平成30年12月17日）教員養成部会課程認定委員会「教職課程の基準に関する検討事項について」
- 森山賢一、一般社団法人全国私立大学教職課程協会（2019年11月2日）「私立大学における教職課程の将来と質保証評価の在り方」2019年度教職課程運営に関する研究交流集会講演資料
- 森山賢一（2020年3月）「教職課程における質保証・向上に向けた取組みの課題と方向性」東京情報大学教職課程年報第6号、pp. 5～10
- 森山賢一（2020年10月）「教職課程の基準改訂の動向と質保証評価の課程」一般社団法人全国私立大学教職課程協会会報第77号（法人第8号）特集号、pp. 28～59